

第31期事業報告

(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

I. 事業概要

第31期(平成28年度)においては、事業規模を維持しつつ、内容の充実と重要性等を鑑みてメリハリの利いた事業運営を展開して参りました。

調査研究事業のうち、自主研究においては、大学教授を委員長とする従来型の研究会を7件(うち期中新設2件、期中終了3件)実施すると共に、実務家を中心としたメンバー構成で信託実務に資する研究会を3件(うち期中新設1件、期中終了2件)運営し、合計10件を実施しました。また、委託研究については、足元の金融情勢を踏まえ、マイナス金利に関連する研究を、期中に1件新規で実施しました。

助成事業は、当期は、信託及びその関連法・制度の研究を中心に、内容を厳選した結果、4件、2.9百万円の助成を決定しました。また、前期に続き第4回学生懸賞論文を実施した他、外国人留学生向け奨学金事業では2名の外国人留学生に奨学金を支給しました。なお、奨学金の指定校について1校追加いたしました。

セミナー・寄付講座等その他事業では、大学への寄付講座を継続して実施すると共に、高齢者の財産管理や相続に関する一般市民向け公開セミナーを実施しました。また、翌年度の開始に向け、信託法の寄付講座を新たに2件設置いたしました。

内部管理面においては、マイナンバー制度の取扱事務の開始に伴い詳細な運営要領を策定した他、引続き研究会及び助成案件の管理体制を定着させる等、一層の体制整備を実施しました。

なお、非常に厳しい運用環境が継続していることに鑑み、事業運営の維持・拡大を図るために、株式の配当金による収益確保を目的に長期保有を前提とした国内株式運用を開始しました。

リスク資産への運用に踏み出したことも含め、今後とも公益財団法人として、適切な運営体制を維持し、社会の発展に貢献する事業活動に注力して参ります。

II. 事業内容

1. 調査研究事業

(1) 自主研究

大学教授を委員長とする従来型の研究会に加え、実務家中心の研究会も機動的に実施しました。カッコ内は各研究会の委員長名(平成29年3月末日現在)。

<研究会件数:全10件>

① 信託規制法に関する研究 (神田秀樹 学習院大学教授)

- ・ 信託に関する業規制についてその法的課題や実務上の課題を研究

(平成29年3月終了)

- ② 信託及び財産管理運用制度における受託者及び管理者の責務及び権限に関する研究
 (木南敦 京都大学教授)
 ・ 関西地区の研究者を中心とした信託及び財産管理運用の類似制度や外国法制との比較研究<関西信託研究会第8期> (平成28年4月終了)
- ③ アメリカ信託法第3次リステイトメントに関する研究 (樋口範雄 東京大学教授)
 ・ 2012年に完成したアメリカ信託法第3次リステイトメントの翻訳と日米比較を通じた論点の研究 (平成29年3月終了)
- ④ 家族信託の実態把握と課題の整理 (片岡雅 三井住友信託銀行法務部部長)
 ・ 統計等がないいわゆる家族信託の現状を把握し課題等を整理する研究(実務家中心の研究) (平成28年6月終了)
- ⑤ 新しい類型の信託の理論と実務に関する研究
 (田中和明 三井住友信託銀行法務部主管)
 ・ 改正信託法で導入された新しい類型の信託に関する研究(実務家中心の研究) (平成28年9月終了)
- ⑥ 遺言執行の理論と実態に関する研究 (道垣内弘人 東京大学教授)
 ・ 遺言執行制度における各国法(英米独仏)の実態調査と日本法との比較研究
- ⑦ 金融取引と課税に関する研究(第5期) (中里実 東京大学教授)
 ・ 信託に関わる課税を含めた金融取引と課税全般に関する研究
- ⑧ 信託と他の類似制度との機能面での比較に関する研究 (能見善久 学習院大学教授)
 ・ 他の類似の制度との比較により信託の特性を明らかにして、信託の更なる活用可能性を探求する研究
- ⑨ 民事信託に関する研究 (田中和明 三井住友信託銀行法務部主管)
 ・ 信託銀行等が受託するものではないいわゆる民事信託の課題や正しい認識を探求し、ニーズに対する適切な対応方法等を研究(実務家中心の研究)
- ⑩ 財産の管理・運用・承継と信託に関する研究 (木南敦 京都大学教授)
 ・ 関西地区の研究者を中心とした、財産の管理・運用に係る重要問題及び資産承継における信託活用に関する研究<関西信託研究会第9期>
 うち⑧、⑨、⑩は当年度の新設案件。

<研究成果>

- ① 「民事信託の理論と実務」 (商業出版 平成28年4月出版)
 ・ 新井誠中央大学教授を委員長として実施した「支え合い社会と個人信託研究」(平成24年～平成25年実施)において、いわゆる民事信託という概念を理論的・実務的に体系化することを目指した研究を論文に纏め、書籍化したもの。
- ② 「金融取引と課税(4)」 (研究叢書 平成28年7月公表)
 ・ 中里実東京大学教授を委員長として実施した金融取引を中心とした幅広い課税制度に関する研究「金融取引と課税(第4期)」(平成25年～平成27年実施)の成果を当財団の研究叢書としてまとめたもの。
- ③ 「家族信託の現状と課題」
 (雑誌「信託フォーラム」Vol.6掲載 平成28年9月発行)
 ・ 上記自主研究(1)-④「家族信託の実態把握と課題の整理」で、実態が必ずしも明

白になっていない家族信託について、研究活動により把握した内容の分析も含めた研究成果論稿を、当財団ホームページに掲載すると共に、信託の専門誌である「信託フォーラム」にも掲載した。

- ④ 「信託と民事手続法の交錯」 (研究叢書 平成 28 年 9 月公表)
 - ・ 山田誠一神戸大学教授を委員長として実施した「信託と民事手続法の交錯に関する研究」(平成 22 年～平成 24 年実施)として、信託財産への強制執行や受託者倒産時の手続等いわゆる民事手続法と信託が交錯する部分の問題についての研究成果を纏めたもの。
- ⑤ 「信託及び財産管理運用制度における受託者及び管理者の責務及び権限」 (研究叢書 平成 28 年 11 月公表)
 - ・ 上記自主研究(1)-②「関西信託研究会第 8 期」(平成 25 年～平成 28 年実施)の研究成果を纏めたもの。
- ⑥ 「中国信託法の研究」 (商業出版 平成 28 年 12 月出版)
 - ・ 神田秀樹東京大学教授(当時)を委員長として実施した「中国信託法制に関する研究」(平成 25 年～平成 27 年実施)で、中国の信託法を研究すると共に、日本との比較法的観点による研究を実施。また、その一環として平成 27 (2015)年 3 月に北京で国際シンポジウムを開催。
 - ・ この書籍は、当研究会の研究成果論文集であると共に、当該国際シンポジウムに参加し報告頂いた中国の研究者による論文も集約したもの。
- ⑦ 「信託の理論的深化を求めて」 (研究叢書 平成 29 年 3 月公表)
 - ・ 能見善久学習院大学教授を委員長として実施した「信託の基礎理論と信託実務に関する研究」(平成 24 年～平成 26 年実施)で、信託実務上発生している問題を検証しつつ、信託の理論的な検討を深化させるというアプローチで研究を行ってきた成果を纏めたもの。

(2) 委託研究

我が国における足元の金融情勢を踏まえ、下記の内容の委託研究を実施しました。

テーマ：マイナス金利の年金制度への影響(委託先：武蔵大学)

- ・ 米澤康博早稲田大学教授を委員長とする研究会形式による研究。研究成果は、商業出版物として刊行することを予定しております。

2. 助成事業等

(1) 公募助成

当期の公募助成については、メリハリの利いた運営の一環として、信託及びその関連法・制度の研究である案件を対象とすることで募集を行ない、募集案件の中からも、研究内容・研究方法の観点から厳選して対象案件を絞り込んだことで、結果としては、4 件で助成総額 2.9 百万円の助成を決定致しました。

<助成件数：全 4 件、助成金額合計：2,900 千円(前期比▲5,300 千円)>

- ① 日本版不動産ヴィアジェ信託の研究ーその実用化に向けた基礎的・応用的研究ー
 - ・ フランスにおけるヴィアジェをヒントに、信託スキームを使用して日本での活

用可能性を研究するもの

※ヴィアジェ：所有不動産の所有権を売却した売主が、売却不動産に居住し続け、かつその売却代金を終身定期金として生存している間受け取り続ける制度

② 電力と金融に関する研究 —信託の活用を中心に—

- ・ 電力の自由化に伴い、発電事業等の事業の信託の可能性について研究するもの

③ 中国における REIT の実務的な進展及び法的な問題点

- ・ 中国での REIT 制度導入に向けて、中国法上の法的問題等を研究し解決策を模索することを目指した研究

④ 信託を利用した遺贈寄付の促進

—安心して遺贈寄付ができる社会システムとしての信託—

- ・ 寄付文化醸成を目指す NPO 法人（日本ファンドレイジング協会）による、信託を活用した遺贈促進のための課題分析、事例検証を中心とした研究

<助成案件の研究成果について>

「高齢社会における信託制度の理論と実務」 （商業出版 平成 29 年 3 月出版）

- ・ 平成 26 年度の助成案件「高齢社会における信託制度の役割と機能」（新井誠中央大学教授を代表者とする民事信託研究会への助成）の研究成果を商業出版物として纏め、発行したものを。

(2) 第 4 回学生懸賞論文の実施

学生の応募し易さ等の観点からテーマを若干見直し、「第 4 回学生懸賞論文」を実施しました。当期も多く多くの学生のみなさんから応募いただきましたが、応募数としては若干減少傾向となりました。

- ・ テーマ～「急速に変化する世の中と金融機関の将来ビジョン」
- ・ 平成 28 年 5 月募集開始、同年 11 月末募集締切。21 件の応募があり、特賞、優秀賞、佳作各々 1 作品ずつ、計 3 作品を表彰。

(3) 外国人留学生向け奨学金制度の実施

前期に決定した支給対象者 2 名に対し、奨学金を支給しました。

また、平成 29 年度支給募集分から指定校に一橋大学を加え、5 校とし、募集選考活動を実施し、5 校中 2 校からの応募があり、対象者 2 名を決定しました。

3. セミナー・寄付講座等その他事業

大学への寄付講座（2 件）は前期より継続して実施しました。また、中央大学とタイアップして、広く一般の方を対象としたセミナーをプロモートし、超高齢社会における重要な課題をテーマとして実施いたしました。

(1) 中央大学法学部への「信託法」寄付講座の設置

(2) 早稲田大学大学院ファイナンス研究科への「家族信託の最新動向」寄付講座の設置

(3) 中央大学主催公開セミナー「賢い守り方・賢い遣し方～長寿社会の成年後見・信託・相続～」開催（上記(1)の中央大学法学部への寄付講座の一環として実施したもので、当財団は企画・運営面で全面的に協力）

(4) 寄付講座先の見直しと追加設置

- ・ 2004 年以降 13 年間継続して実施してきた早稲田大学への寄付講座は、その対象が社会人であり、社会人向けの本講義は一定の使命を終えたという判断から当期の開催を最後に終了いたします。
- ・ 一方、社会人向けでなく、学生を対象とした寄付講座は今後の信託の普及においても重要な課題であるとの判断の下、信託法講座の設置の無い大学を対象に、学部生数や需要等につき、調査・ヒアリング活動を通じ、翌年度から、東北大学及び同志社大学の 2 校に「信託法」の寄付講座を新設することと致しました。

以 上

附属明細書

第 31 期事業報告には、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第 34 条第 3 項にて規定される「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので、附属明細書は作成しません。

以 上